

## 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた冬季休業中の教育活動について

師走の候、保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動に御理解と御協力を頂き、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、県内において新規感染者が急増しており、県立学校においても、感染者が複数発生している状況にあります。また、現在、県のリスクレベルは「レベル5 厳戒警報」に引き上げられています。

つきましては、この現状を踏まえ、現段階の本校における感染拡大防止対策として、冬季休業中の教育活動の在り方については、次のとおり生徒に指導して参りますので、更なる御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

- 1 令和2年12月25日までの課外・模試・部活動について  
感染拡大防止に十分配慮して予定通り実施。
- 2 令和2年12月28日～令和3年1月7日の課外・模試等について  
3年生の課外・模試は時間短縮、分散など感染拡大防止に努めて実施。
- 3 令和2年12月26日～令和3年1月7日の部活動について
  - (1) 1月中に公式戦・コンクール等を控えた部活動については、練習時間の短縮等、感染拡大防止に十分配慮して行うこと。
  - (2) 1月までに公式戦・コンクール等の予定が無い部活動等については、全体での練習を実施せず、生徒の自主トレーニングに切り換えること。
  - (3) 練習試合、合宿は控えること。
- 4 毎日の検温結果の記録と発熱時の対応について  
冬季休業中も検温結果を記録し、発熱等があった場合には、かかりつけ医等の医療機関に相談又は受診すること。結果については担任へ報告し、登校の可否については必ず医師の指示を仰ぐこと。
- 5 その他
  - (1) 現在、本県を含む多くの県において、感染拡大の状況にあることを踏まえ、新型コロナウイルスの感染が流行している地域との往来については、県のHP等で情報を常に確認し、各自で感染防止対策にしっかり努めること。
  - (2) 感染が流行している県外(ステージⅢ相当地域)への不要不急の移動を控えること。
  - (3) 3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人と距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
  - (4) 基本的には外出を避けて各家庭で過ごし、家の手伝い等を行うことで家族の絆を深め、このコロナ禍を乗り切ること。
  - (5) 保健所等から「濃厚接触者」又は検査による「陽性」と診断された場合は、速やかに担任へ連絡すること。